

周南市耐震改修促進計画
【ブロック塀等の安全確保対策編】

平成31年3月

周南市

(令和6年4月変更)

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的

「周南市耐震改修促進計画」【ブロック塀等の安全確保対策編】（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震化と併せて、避難路沿道等^{※1}に存する地震時に危険のあるブロック塀等^{※2}を撤去することにより安全確保を促進し、ブロック塀等の倒壊による人身事故の防止を図り、もって市民の安心・安全を確保することを目的とする。

※1 避難路（①周南市立小学校27校（徳山、遠石、今宿、久米、菊川、櫛浜、夜市、戸田、湯野、岐山、須磨、沼城、周陽、桜木、秋月、鼓南、富田東、富田西、福川、和田、福川南、三丘、高水、勝間、大河内、八代、鹿野）

周南市立中学校13校（鼓南、太華、岐陽、住吉、菊川、桜田、須々万、周陽、秋月、富田、福川、熊毛、鹿野）が定めた通学路②山口県耐震改修促進計画における緊急輸送道路）の沿道又は

避難地（周南市地域防災計画に位置付ける避難地）に隣接する敷地

※2 組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む）で、道路面からの高さが1メートル以上のものをいう。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「周南市耐震改修促進計画」のうち、ブロック塀等の安全確保に係る事項について定めたものであり、事業の対象となる道路は、避難路沿道等とする。

第2章 ブロック塀等の安全確保の促進を図るための施策に関する事項

第1節 ブロック塀等の安全確保に係る基本的な取組方針

市、建築関係団体及びブロック塀等の所有者等は、以下に示す役割分担のもと、連携を図りながら、避難路沿道等に存する地震時に危険のあるブロック塀等を撤去することにより安全確保を促進する。

1. 市の役割

市は住民の最も身近な立場から、ブロック塀等の安全確保の促進のため以下の施策を行うことが重要である。

- ① ブロック塀等の安全確保を促進するための計画の策定
 - ・市耐震改修促進計画への位置付け
- ② ブロック塀等の安全確保の促進
 - ・民間所有のブロック塀等の撤去による安全確保の支援措置の促進
 - ・市所有のブロック塀等撤去による安全確保の促進
- ③ ブロック塀等の所有者等に対する安全確保に関する情報提供等
 - ・ブロック塀等の所有者等に対する安全確保に関する情報提供

- ・ブロック塀等の安全確保に関する相談窓口の設置・運営
- ・自治会等の組織との連携

④ 県、建築関係団体等との連携

2. 建築関係団体

県、市が実施するブロック塀等の安全確保を促進するための施策への協力や、中立的な立場から以下のことを実施する。

① ブロック塀等の所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・ブロック塀等の安全確保に関する助言

② 県、市との連携

- ・ブロック塀等の安全確保の促進のため、県、市町への協力

3. ブロック塀等の所有者等

ブロック塀等の安全確保は、所有者等自らの問題として取組むことが不可欠であり、所有者等は自らが所有・管理するブロック塀等の安全確保の促進に努める。

第2節 ブロック塀等の安全確保の促進を図るための支援策の概要

避難路沿道等に存する地震時に倒壊する恐れがある危険なブロック塀等を撤去し安全確保をより一層促進するために、市は県と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度によりブロック塀等の安全確保の促進を図る。

補助制度の概要

区分	事業概要	対象建築物	補助額等
ブロック塀等	ブロック塀等の撤去又は建替え費の助成	避難路沿道等に面し、耐震診断※により、倒壊の危険性があるブロック塀等	撤去又は建替え費の一部 (限度額あり)

※ 構造に応じた点検表（周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付実施要領別記要領様式第6号、第7号）による点検の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの